

Aichi Labour Standards Public

ARK

Interest Incorporated Association

エー・アール・ケイ
マンスリー

2019 December

12

vol.531

公益社団法人愛知労働基準協会

ビオラ

CONTENTS

- 1-2 ・愛知女性活躍推進シンポジウム 開催案内
- 3 ・愛知県の最低賃金
- 4 ・令和元年度業務改善助成金のご案内
- 5-6 ・令和元年度職場の年末安全衛生推進運動の実施について
- 7 ・長時間労働が疑われる事業場に対する平成30年度の監督指導結果を公表します
 - ・災害発生状況
- 8 ・愛知労働局 労働基準部 安全課 濱田主任安全専門官 寄稿 第3回（全3回）
- 9 ・役員寄稿
 - ・第42回理事会 開催報告
- 10 ・働き方改革推進セミナー 開催
- 11 ・「第78回全国産業安全衛生大会2019 in 京都」が開催されました
 - ・令和元年度緑十字賞 受賞者紹介
- 12 ・「第79回全国産業安全衛生大会2020 in 札幌」開催のお知らせ
 - ・「あいち女性の活躍促進サミット2019」が開催されました
 - ・当協会の近藤 美之 講師に講習受講者から感謝の手紙をいただきました
- 13-14 ・セミナー開催案内
- 14 ・「36の日」記念 働き方改革実現セミナー - 「36協定」の適正な届出に向けた意識啓発 -
 - ・平成31年度36協定未届事業場に対する相談支援事業に係る「無料相談」の実施
 - ・新春懇談会（新春講演会・賀詞交歓会）に関するお知らせ（賀詞交歓会の開始時間の変更）
- 15 ・技能講習等講習会予定表

参加無料 定員1250名 WEBよりお申込ください

※先着1,250人になり次第締め切ります。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/news_topics/event/aichijosei2020.html



事業主・人事労務担当者みなさまへ

愛知女性活躍推進 シンポジウム



令和2年 **1/29**(水) 13:30~15:50(開場 12:30)

会場: **スカイホール豊田**(豊田市総合体育館)
(愛知県豊田市八幡町1-20)

少子高齢化や労働力人口の減少により、今後も人手不足は加速していくことが予想されています。人手不足解消のため、女性の活躍を期待する声も多くなっていますが、「女性に活躍してもらいたい、でもどうしたら良いのかわからない」などの声もお聞きます。

本シンポジウムでは、女性活躍推進の専門家による基調講演、企業の取組事例の紹介、パネルディスカッション等を通じて、女性活躍推進のポイントや実践的な取組内容をご紹介します。

企業の人事労務担当者や女性活躍推進等に関心をお持ちの方など、皆様方のご参加をお待ちしております。

基調講演

働き方改革で採用難と少子化を打破!

今、経営のために知っておきたい
働き方改革の事例と方法



株式会社 **ワーク・ライフバランス**
代表取締役 **小室 淑恵 氏**

女性活躍推進の取組事例紹介

トヨタ自動車における女性活躍促進の取り組み



トヨタ自動車株式会社
人材開発部 海外労政室長
斎藤 万里 氏

女性活躍推進からダイバーシティへ

多様な人材が活躍できるからこそ、
多くの人々に愛されるお菓子が生まれる



春日井製菓株式会社
総務部 総務グループ長
松下 あゆみ 氏

主催: 厚生労働省愛知労働局、豊田公共職業安定所、豊田労働基準監督署、豊田市、みよし市、
公益社団法人 愛知労働基準協会、豊田労働基準協会

共催: 愛知県、豊田商工会議所 後援: NHK名古屋放送局、中日新聞社

プログラム

- ◇愛知県内の女性活躍に関する情勢報告 愛知県副知事 青山 桂子 氏
- ◇西三河地域における女性活躍の推進 愛知労働局職業安定部長 加瀬川 素通 氏
- ◇女性活躍推進の取組事例紹介
トヨタ自動車株式会社 人材開発部 海外労政室長 斎藤 万里 氏
春日井製菓株式会社 総務部 総務グループ長 松下 あゆみ 氏
- ◇基調講演
働き方改革で採用難と少子化を打破！
～今、経営のために知っておきたい働き方改革の事例と方法～
株式会社 ワーク・ライフバランス 代表取締役 小室 淑恵 氏
- ◇パネルディスカッション
ファシリテーター 小室 淑恵 氏
パネリスト 厚生労働省大臣官房審議官、
豊田市長、みよし市長、
取組事例紹介登壇者

会場へのアクセス



名鉄豊田線、三河線「豊田市」駅より徒歩15分
愛知環状鉄道 「新豊田」駅より徒歩17分

※駐車場には限りがありますので、公共交通機関のご利用をお勧めします。
車でお越しの際は、乗りあってお越しくくださいますようご協力をお願いします。

お問い合わせ先 ▶ 愛知労働局職業安定部 TEL 052-219-5505
ハローワーク豊田 TEL 0565-31-1400(31#)

愛知県の最低賃金

※使用者は、最低賃金法第8条により最低賃金額等を労働者に周知する義務があります。

【地域別最低賃金】・・・効力発生日:令和元年10月1日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
愛知県最低賃金	926	愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。 ※愛知県最低賃金が改定され、特定最低賃金を上回る場合は、愛知県最低賃金が適用されます。

【特定最低賃金】・・・効力発生日:令和元年12月16日

最低賃金名	時間額(円)	適用労働者の範囲
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 (表面処理鋼材を除く。)	975	左の各産業(平成25年10月第13回改定の総務省日本標準産業分類の定義による。)に属する事業場で働く労働者(技能実習生等の外国人労働者及び事務を専らとする労働者も含む。)に適用されます。 ただし、次に掲げる適用除外労働者については、特定最低賃金の適用が除外され、上記の「愛知県最低賃金」が適用されます。 適用除外労働者 1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3カ月未満の者であって技能習得中の者 3 清掃、片付け、賄い又は湯沸しの業務に主として従事する者 4 次の特定最低賃金における特有の軽易業務従事者 ①製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 軽易な運搬の業務に主として従事する者 ②輸送用機械器具製造業 手作業により又は手工具若しくは小型手持動力機を用いて行うバリ取り、穴あけ、検数、選別又は塗装の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)	947	
輸送用機械器具製造業 (建設用ショベルトラック製造業を含む。自転車・同部分品製造業及び船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く。)	955	
自動車(新車)小売業	941	

『染色整理業』、『計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業』、『電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業』、『各種商品小売業』、『自動車部分品・附属品小売業』は、愛知県最低賃金 926円 が適用されます。

(留意事項)

- 最低賃金(愛知県最低賃金、特定最低賃金)は、事業場で働く常用・臨時・派遣・外国人技能実習生・パート・アルバイト、年金受給者である労働者等すべての労働者に適用され、事業主は使用する労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
なお、派遣労働者については、派遣先の都道府県の地域(特定)最低賃金が適用されますので、派遣先を管轄する都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせ下さい。
- 賃金が時間給以外(月給・日給等)で定められている場合は、賃金を時間当たりの金額に換算して最低賃金額と比較します。
- 最低賃金の対象になる賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当等) ②1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等) ③時間外労働・休日労働に対する賃金 ④深夜労働に対する割増賃金 ⑤精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 精神や身体の障害により著しく労働能力の低い者、断続的労働に従事する者等には、愛知労働局長の許可を条件とする最低賃金の減額特例制度があります。

必ずチェック
最低賃金
使用者も、労働者も。



WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金制度 検索



愛知労働局・労働基準監督署・公共職業安定所(ハローワーク)

令和元年度業務改善助成金のご案内

『業務改善助成金』は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、「事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）」の引上げを図るための制度です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

概要

愛知県の場合

コース	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場	3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5（※）
	4～6人	70万円		
	7人以上	100万円		

（※）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます

ご留意頂きたい事項

- ◆ 過年度に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も設備投資などに含まれるため、助成対象となります。

お問い合わせ先(無料)

- ◆ 「愛知働き方改革推進支援センター」に、お気軽にお問い合わせください。
- ◆ 名古屋市千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階
- ◆ 電話：0120-552-754



申請先

- ◆ 申請先：愛知労働局 雇用環境・均等部 企画課（助成金担当）
- ◆ 電話：052-857-0313

最低賃金名

時間額（円）

適用労働者の範囲

愛知県最低賃金

926

愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。
※ ただし、特定最低賃金が適用される労働者を除きます。
詳しくは、愛知労働局HPなどで確認できます。

令和元年10月1日から

愛知労働局 労働基準監督署 公共職業安定所

第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、リスクアセスメントの推進・定着を図る中、基本的な安全衛生管理に今一度立ち戻ることを提唱し、その取組みを実施するため、愛知労働局長が当協会宛に11月1日付で「令和元年度職場の年末安全衛生推進運動の実施について」を发出されました。

これを受け、当協会は会員企業に速やかに周知啓発しました。なお、当協会はこの趣旨に賛同し、本推進運動に協賛しています。

令和元年度職場の年末安全衛生推進運動の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、安全衛生対策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

愛知労働局管内の死亡又は休業4日以上労働災害は長期的には減少傾向にあります。平成28年以降、3年連続で増加しています。本年9月末時点における死亡又は休業4日以上災害発生件数は4,418件（前年同期比2.6%減少）であり、うち31名（前年同期と同数）の方は亡くなっています。

これら労働災害の発生原因の多くに、安全な作業のための作業手順が決まっていなかったり、守られていないという基本的な安全管理の不足があります。労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署は、第13次労働災害防止推進計画の目標達成に向け、リスクアセスメントの推進・定着を図っておりますが、12月のひと月については、特に基本的な安全衛生管理に今一度立ち戻ることを提唱し、別添の「令和元年度職場の年末安全衛生推進運動実施要綱」に基づく取組を実施することとしました。

つきましては、貴団体傘下の会員事業場等において、本運動に取り組みますよう周知方ご協力をお願いします。

令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動実施要綱

愛知労働局・管下労働基準監督署

1 趣 旨

愛知労働局管内の死亡又は休業4日以上労働災害は長期的には減少傾向にあります。平成28年以降、3年連続で増加しています。本年9月末時点における死亡又は休業4日以上災害発生件数は4,418件（前年同期比2.6%減少）であり、うち31名の方は亡くなっています（前年同期と同数）。

労働災害を防止するためには、現場や作業の実態と関わる危なさを把握し、事業者が「基本」を決め、労働者が定められた基本動作を守る、日々の「管理」が必要です。

愛知労働局、管下労働基準監督署は、年末の慌ただしい時期を迎えるにあたり、働く仲間が誰一人ケガをすることなく明るい新年を迎えられるよう、本来の「管理」に今一度立ち戻ることを提唱し、「令和元年度 職場の年末安全衛生推進運動」を実施します。

2 スローガン 「無災害 みんなで迎える 明るい新年」

3 実施期間 令和元年12月1日～令和元年12月31日

4 主 唱 者 愛知労働局、管下労働基準監督署

5 協 賛 者 中央労働災害防止協会中部安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会愛知県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛知県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部、林業・木材製造業労働災害防止協会愛知県支部、(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター、(公財)安全衛生技術試験協会中部安全衛生技術センター、(公社)愛知労働基準協会、各地区労働基準協会、(公社)建設荷役車両安全技術協会愛知県支部、(一社)日本ボイラ協会愛知支部、(一社)日本クレーン協会東海支部、日本労働安全衛生コンサルタント会愛知支部

6 主唱者及び協賛者の実施事項

- (1) 局署及び労働災害防止団体の合同パトロール
- (2) 本運動の周知による管内事業場の安全衛生意識の啓発

7 事業場における実施事項

- (1) 事業者の実施事項
 - 現場や作業の実態と関わる危なさの把握
 - 守るべき「基本」を定め労働者への徹底を図る
- (2) 労働者の実施事項
 - 定められた基本動作の遵守

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局、管下労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱しています。



長時間労働が疑われる事業場に対する平成30年度の監督指導結果を公表します

愛知労働局

厚生労働省では、このたび、平成30年度に、長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した、監督指導の結果（※）を取りまとめましたので公表します（愛知労働局が10月31日公表）。

この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象としています。

対象となった2,180事業場のうち、724事業場（33.2%）で違法な時間外労働を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。なお、このうち実際に1か月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は、506事業場（違法な時間外労働があったもののうち69.9%）でした。

厚生労働省では、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行うとともに、11月の「過重労働解消キャンペーン」期間中に重点的な監督指導を行います。（※）改正労働基準法等の施行前の法令に基づく監督指導結果です。

【平成30年4月から平成31年3月までの監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場：2,180事業場

このうち、1,370事業場（全体の62.8%）で労働基準関係法令違反あり。

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの：724事業場（33.2%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの：	506事業場（69.9%）
うち、月100時間を超えるもの：	356事業場（49.2%）
うち、月150時間を超えるもの：	83事業場（11.5%）
うち、月200時間を超えるもの：	14事業場（1.9%）

② 賃金不払残業があったもの：106事業場（4.9%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの：249事業場（11.4%）

(3) 主な健康障害防止に関する指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの：1,507事業場（69.1%）

うち、時間外・休日労働を月80時間※以内に削減するよう指導したもの：796事業場（52.8%）

※脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの：223事業場（10.2%）

詳細は愛知労働局ホームページ（https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/happyouosiryou_20191031_00001.html）でご確認いただけます。

災 害 発 生 状 況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和元年11月4日現在）

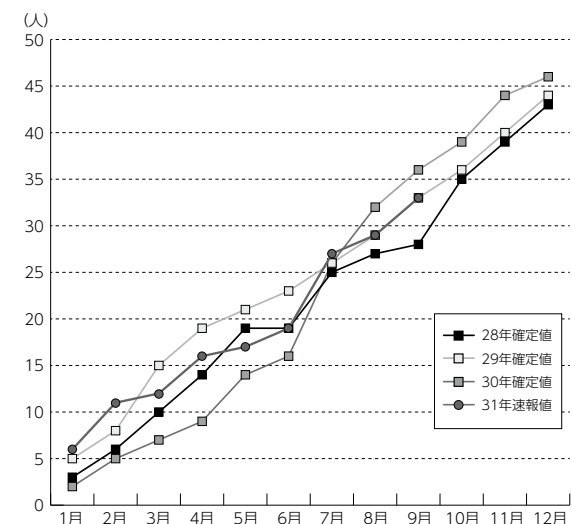
発生月・時間	業種	労働者数	被災者職名	年齢	経験	事故の型	起因物	災害状況
7月 7:30~8:00	陸上貨物 運送事業	10~29	運転手	70代	50年	墜落、転落	トラック	荷配送のため4tトラック(平ボディータイプ)を運転し、配送先付近のコンビニエンスストアに駐車し、あおりを下げて台の積み荷を確認した際、約1.1m下のアスファルト舗装面に、頭部より墜落した(入院治療を受けていたが、2ヶ月半後に死亡した。)

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和元年11月4日現在の速報値）

平成31年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

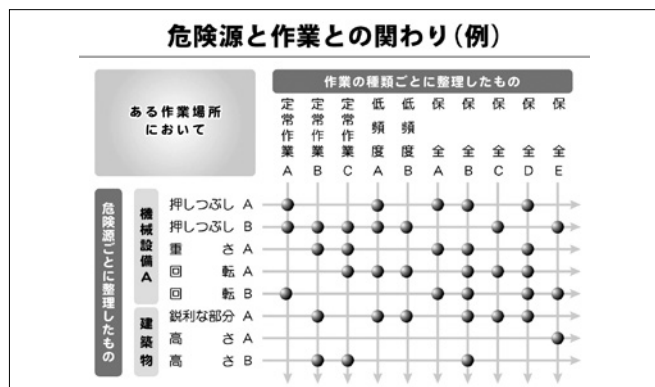
業種	年別	平成31年 (速報値)	平成30年同期 (速報値)	平成30年 確定値
製 造 業	食 料 品 製 造 業	7 (0)	14 (1)	20 (4)
	化 学 工 業		1	0 (0)
	鉄 鋼・非 鉄 金 属	1	1	3 (0)
	金 属 製 品	3	7	7 (0)
	一 般・電 気・輸 送 用	1	2 (1)	5 (4)
	そ の 他	2	2	4 (0)
建 設 業	土 木 工 事 業	11 (2)	7 (0)	11 (0)
	建 築 工 事 業	3 (1)	2	5 (0)
	そ の 他	4 (1)	3	3 (0)
陸 上 貨 物 運 送 事 業	3	4 (3)	5 (3)	
商 業	卸 売 業	4 (2)	4 (2)	4 (2)
	小 売 業		1	1 (0)
	そ の 他	3 (2)	3 (2)	3 (2)
清 掃・と 畜 業	1		0 (0)	
清 掃・と 畜 業	2		1 (0)	
上 記 以 外 の 事 業	6 (3)	5 (2)	5 (2)	
合 計		33 (7)	35 (8)	46 (11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



安全とは何か、リスクアセスメントとは危険源と作業の関わり調査であることを前号までに解説してきました。これまでの解説とリスクアセスメント指針(以下「指針」といいます。)を引用しながら考えてみましょう。

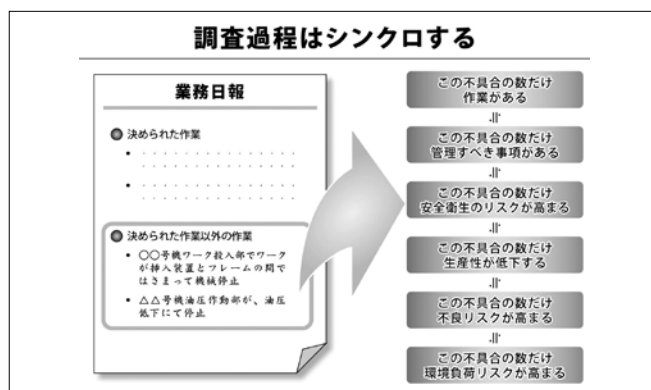
指針の2に「適用対象」が書かれており、「労働者の就業に係る全てのもの(危険源)」と書かれています。ある作業場所における危険源と作業の種類との関りを表にすると、リスクアセスメントを行うべき対象とは、下図のように作業と該当する危険源との交点になります。



指針に明確に書かれているわけではありませんが、事業を運営する中で、どのような作業が生じ、その作業でどのような危険源と関わるのか、これらが適切に把握できる(ている)ことが前提になっていると考えられます。把握方法が適切でなければ、評価漏れが数多く生じ、信憑性が揺らいでしまい、結果として、リスクアセスメントの確かさを欠くことになってしまうからです。

前号で「見つけた危険をなくす」考え方が根強くあると解説しました。その考え方に立脚していますと、作業把握とは、とても抵抗感の強いものだと思います。「いろいろな作業がある」といわれるものは、背景に「だからリスクアセスメントなんてできない」という抵抗があるのかもしれませんが。

ところで、それぞれの現場で行われている仕事を、できるだけ漏れなく把握するためのプロセスとは、品質や生産性などを把握するためのプロセスと、かなりの部分でシンクロするのではないのでしょうか。現場で行われている仕事を、できるだけ正確に拾いあげるといことは、コストを考えるうえでも、製造工程の中で起こってくる不良を考えるうえでも、結局、必要になるはずだということです。



作業把握の過程とは、安全とか、品質とか、生産性とかに色分けがない部分です。普段やっていることを調べるといっただけなのに、今までは安全のためだけに調べようと色分けをしていたのでは、と思います。当然ですが、現場はひとつであり、結果として、その負荷はすべて現場が背負っているのでは、とも感じます。

リスクアセスメントを行うことだけで労働災害防止はできません。しかし、リスクアセスメントを行わなければ適切な労働災害未然防止ができないことも事実でしょう。なぜなら、リスクアセスメントとは「対策」を決める前段階の「事実をありのままに知る」位置付けにあるからです。

リスクアセスメントの導入とは、「見つけた危険をなくす」という考え方からのパラダイムシフトは伴います。しかし、冷静に考えてみれば従来の品質管理や生産管理のマネジメントと同じことをするにすぎません。昨年発効したISO45001(労働安全衛生マネジメントシステムに関する国際規格)では、品質や環境のマネジメントシステムと一体をなすことができるよう、共通の目次と共通テキストに基づいていることから明らかであると思います。

引用文献
論文誌「環境と安全」2015年6巻3号
P175-179、「化学物質のリスクアセスメント導入における課題と背景」
(濱田勉著)(QRコード参照)

挿絵
(C) 労働調査会



【略歴】

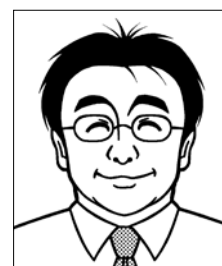
1985年に労働省(現 厚生労働省)に入省し、愛知労働局管内の各労働基準監督署に勤務。2006年より労働基準監督署の安全衛生課長などを歴任し、17年に同局 雇用環境・均等部 企画課 課長補佐、19年4月より同局 労働基準部 安全課 主任安全専門官に就任し、現在に至る。

【著書】

「主(あるじ)なき安全～リスクアセスメントの暴走～」 「安全は対策から戦略へ～リスクアセスメントの本質～」 「あしたを感じながら～安全・安心とは何か? リスクアセスメントの入口～」 「リスクアセスメント～安全の見える化～」 (いずれも(株)労働調査会 発行)

【講演】

安全という重いテーマだからこそ、「伝える」ことではなく「伝わる」ことへのこだわりをもった講演を生涯のテーマとし、これまで14年間で講演数370回、聴講者約63,000人の実績あり。



はまだ つとむ
濱田 勉
昭和38年9月生まれ
名古屋出身

当協会役員に、働き方改革や安全衛生に関する考え方および自社の取り組みなどについて寄稿いただくコーナーです。今月は、理事の関行秀氏です。

本稿は、安全衛生、働き方改革、ダイバーシティを中心に、自身の考えや自社の取り組み事例を紹介するものです。今回は、何れにも共通することで、私が所属する事業所で現在取り組んでいる事例を紹介させていただきます。

弊社では、3年前より社外機関による従業員満足度調査を実施しています。15カテゴリー、約100問の設問に回答するものです。同アンケートにおいて、私が所属する愛知製油所では、特に若手社員のスコアが低く、また近年は離職者も増加傾向となっています。

全社をあげて働き方改革に取り組んでいるものの、現地としては待ったなし、というのが実感です。

そこで、所長と副所長である私の二人で、100名強の20歳代社員から直接話を聞くこととしました。いかに本音を引き出せるかがポイントであり、我々の若かりし頃からの失敗談を語るころから始めました。計15回、夕方約2時間話しを聞き、その後懇親会にて、さらにざっくばらんに「ここだけ」話を聞きました。

そこでは毎回様々な話が出て来て、「こんなことになっていたのか!」と驚くことも少なくありませんでした。安全管理上の問題、厳しい就業環境、仕事・生き方に対する価値観の違い、部下が上司に期待することとのズレなど、大変重く耳が痛い内容です。

彼らから聞いた問題点を解決することは、事業計画の達成よりもハードルが高いな、と気が重くなりました。

これらの内容と前述のアンケート結果を紐づけし、問題点を整理して対策を講じる作戦を考えました。小さくとも目に見える形で社員が変化を感じられることを意識し、まずは、業務負荷を低減すべく、所の事業計画達成に直結する課題への絞り込み、会議体の見直し等の短期的な解決策の検討、また、中長期で取り組むことの仕分けを行いました。

一方で、ミドルマネジメントの役割認識や必要となる管理知識の修得、自身のマネジメントを見直す機会として、社外機関の支援を得て研修会を企画しました。

こうした取り組みから、少しずつですが、業務上の問題点を指摘する声が出始めたことに手応えを感じています。

人身災害・重大災害を発生させないことは、製造事業所としての安全・安定操業に繋がります。弊社が担うエネルギー供給という社会的責任を果たすべく、着実・確実に取り組んでまいります。

拙い内容で恐縮ですが、お付き合い頂きありがとうございました。

【略歴】

1990年 出光興産(株) 入社。営業、経営企画、人事等を経験した後、石油化学系の研究所総括課長、本社内部監査室内部監査課長を経て、2017年愛知製油所副所長に就任、現在に至る。



第42回理事会 開催報告

当協会は、11月16日(水)に名鉄グランドホテルで標記理事会を開催しました。「2020年度事業計画(安全衛生教育事業・講習会等)」および「会員入会」を上程し、いずれも出席理事全員一致で可決されました。また、「上期(4~9月)の事業および収支状況」、「上期の代表理事および業務執行理事(会長、副会長および専務理事)の職務執行状況」、「2019年度愛知労働局事業への参画」および「会員任意退会」などについて併せて報告しました。

終了後に、愛知労働局労働基準部長の黒部 恭志 氏から、令和元年度における愛知労働局の取り組み(労働基準部関係)として「魅力ある職場づくりの実現に向けた対策」、「法定労働条件の確保・改善対策」および「労働者の安全確保対策」などについてお話をいただきました。

働き方改革推進セミナー 開催

当協会は10月30日（水）に名古屋国際会議場において、（一社）名古屋南労働基準協会の「協力」を得て、企業の人事労務担当者などを対象に標記セミナーを開催しました。

長時間労働により業務と脳・心臓疾患発症との関連性が強まり、その是正と健康障害の防止が強く求められる中、厚生労働省が定める「過労死等防止啓発月間（11月）」に向けて、はじめに愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課長の山田 高三 氏から「働き方改革の取組みに向けて」について、続いて事例発表では、東レ(株)名古屋事業場 事務部長の西山 聡一 氏から「当社の働き方改革への取組み」について、講演では横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長の山本 晴義 氏から「過重労働による健康障害の防止」について、それぞれ解説していただきました。

【愛知労働局説明】 愛知労働局 山田課長



山田 高三 氏

「働き方改革」とは、労働者が多様な働き方を自ら選択できる社会を目指すことだけでなく、労働力人口が急激に減少する中、企業が従業員の働き方を見直すことにより、人材確保を図る改革でもある。我が国の雇用の多くを占める中小企業は、これを着実に進め魅力ある職場とすることで人手不足解消につなげることができる。

「働き方改革」の実現には、労働時間の適正把握を前提とする長時間労働の是正が必要であるが、人員増強や労働生産性の向上（仕事の無駄の排除・簡素化、機器・システムの導入、モチベーション向上、良好な人間関係構築などの働きやすい環境・雰囲気づくり）により、労働時間を削減していただきたい。

「働き方改革」に関連した取組事例（助成金の活用を含む）を「4コマ漫画」で紹介した「働き方改革応援レシピ」を愛知労働局ホームページに掲載しているので、参考にしていきたい。

【事例発表】 東レ(株) 西山部長

当事業場では、働き方改革関連法の施行前より、時代の要請として「ワークライフバランス」推進のため、「人材を活かす」「生産性を高める」という2つの切り口から全社的な施策と名古屋事業場独自の施策を組み合わせ、様々な取組みを実施している。

「人材を活かす」との観点から、いち早く時間外労働削減や年休取得率向上などの総実労働時間短縮の取組みに着手したほか、一定の労働時間を超えると問診票提出や産業医による面接指導を行う長時間労働健診の導入、在宅勤務制度の導入（順次対象者を拡大）、ストレスチェックはもとより、面談・研修などを交えた様々なメンタルヘルス対策を実施してきた。

「生産性を高める」との観点から、全社一斉早帰りデー（1日/月）の設定、労使による残業パトロール（1回/月）の実施、労使委員会を設置してのワークライフバランス向上に向けたPR（毎月）を実施してきた。直近では、各部署で業務効率化や労働時間削減のための取組みを展開し、好事例をメルマガ形式で紹介し共有化を図っている。

「働き方改革」への対応では、時間外労働上限に対して、出勤管理簿に一定の目安時間を設定しアラーム表示することで、長時間労働が生じないように注意喚起するほか、勤務間インターバルについて試行的に10時間の確保ができるよう取組みを進めている。長時間労働を前提とする働き方を見直すには、適正な労働時間管理のもと、地道できめ細やかな取組みが不可欠である。



西山 聡一 氏

【講演】 横浜労災病院 山本センター長

事業場として過重労働による健康障害防止のため、「時間外労働の削減」「年次有給休暇の取得促進」を図り、「労働者の健康管理に係る措置」を適切に実施する必要がある。また、管理者が中心となり、ストレス要因としての職場環境（仕事の負荷、作業環境・方法、人間関係、指揮命令系統・責任や権限の仕組みなど）の整備・改善を図る「ラインケア」による未然防止が重要である。このほか、メンタル不調が疑われる従業員の早期発見と専門家への相談体制の構築による悪化防止、メンタル不調により治療を受けた従業員が回復した際の円滑な職場復帰と再発防止支援などに取り組んでいただきたい。

また、従業員側でも「自分の健康は自分で守る」という「セルフケア」の観点から、健康的なライフスタイルの維持に取り組む必要がある。毎日の運動習慣はストレス解消に有効とされており、1日15分程度は仕事から離れて体を動かすほか、仕事や日常生活でたまったストレスは可能な限りその日のうちに解消する「ストレス1日決算主義」を実践していただきたい。

なお、メンタル不調に係る支援・情報提供などについては、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトである「こころの耳」や、横浜労災病院が開設している「メンタルろうさい」などがある。また、当病院ではメールを通じた相談を行っているが、メール受信後24時間以内に必ず回答を返信しているので、ぜひ活用していただきたい。



山本 晴義 氏

「第78回全国産業安全衛生大会 2019 in 京都」が開催されました

中央労働災害防止協会（中災防）「主催」、京都労働基準協会「協力」、当協会をはじめとした各都道府県労働基準協会（連合会）等「協賛」、厚生労働省等「後援」による標記大会が、10月23日（水）～25日（金）に初めて京都市で開催されました。国内最大の安全衛生大会として、全国各地から12,100名、愛知県から791名と大変多くの方が参加されました。



大野副会長(当協会会長)

初日に行われた総合集会の開会式では、中災防の副会長を務める当協会会長の大野智彦が、「協力」、「協賛」および「後援」の関係官公庁や団体に謝意を表するとともに、「本大会は、技術革新、働き方や価値観の多様化などを背景に、労働安全衛生における変化・変革に呼応する新たな取組みテーマを多く企画した。皆様の今後の安全衛生活動と我が国のその水準の向上に大いに資するものと確信している。」と開会の辞を述べました。

その後、中西 宏明 会長（日本経済団体連合会会長）の「安全の確保と健康増進はすべての職場で基本となる最重要課題であり、いつの時代にあっても揺るぎなく不変のもの。労働災害は長期的には漸減しているが、今なお多くの方が被災されている。従来にも増して、労働災害の撲滅に向け尽力をお願いします。」との大会式辞が、佐藤 博恒 副会長（東京労働基準協会連合会会長）より代読されました。続いて、厚生労働大臣（代読）、京都府知事および京都市長の祝辞、京都労働基準協会会長の挨拶などが行われました。

中災防会長賞、顕功賞および緑十字賞の表彰式をはさんで、賀須井 良有副会長（大阪労働基準連合会会長）が大会宣言を朗読し、参加者の満場一致で採択されました。大会宣言の主旨は以下のとおり。

国、事業者、労働者などすべての関係者は、第13次労働災害防止計画に掲げる重点事項を確実に実施することが重要。そのためには、JISQ45100、労働安全衛生マネジメントシステム指針に基づき、経営トップの強いリーダーシップの下、安全衛生活動のPDCAサイクルを確立することが必要。

労働災害のない、安心して働ける職場環境の実現は、すべての働く人、国民の願い。ここに、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという決意を新たに、すべての関係者が一丸となって労働災害防止に取り組むことを誓う。

さらに、厚生労働省労働基準局安全衛生部長の講演、中災防ヘルスケア・トレーナーによる中間体操、ファッションデザイナーのコシノ ジュンコ 氏による「おかあちゃんからもらった言葉 ～NHK連続テレビ小説『カーネーション』から～」と題した特別講演が行われました。

2日目・3日目には、製造業主要10団体と学識経験者、厚生労働省、経済産業省および中災防によって設立された「製造業安全対策官民協議会」による特別セッションをはじめ、過去最大の15の分科会で約300題の講演、研究発表、特別・事例報告、シンポジウム、パネルディスカッションなどが行われました。

また、国内最大級の安全衛生保護具・機械などの展示展「緑十字展2019 -働く人の安心づくりフェア in 京都-」が同時に開催され、過去最大規模の166社・機関・団体が出展し、17,162名の方が来場されました。

令和元年度緑十字賞 受賞者紹介

前記大会において、当協会が推薦した2名（全体では91名）の方が「長年にわたり、我が国の産業安全または労働衛生の推進向上に尽くし、顕著な功績が認められる。」として、「令和元年度緑十字賞」を受賞されました。

【産業安全関係】

山川 寿康 様（兼房株式会社 取締役 常務執行役員）

【産業安全および労働衛生関係】

黒田 正秀 様（株式会社オティックス 総務人事部 参与）



山川 寿康 様



黒田 正秀 様

「第79回全国産業安全衛生大会 2020 in 札幌」開催のお知らせ

中央労働災害防止協会

2020年度は、10月7日（水）～9日（金）に札幌市内で、「北の大地から 新たに築こう 安全・健康・快適職場」をテーマに開催します（「緑十字展2020」を同時開催）。

また、本大会において、研究（事例）発表を募集しています。「研究発表募集要項」に基づいて、本年12月20日（金）までに応募していただきますようお願いいたします。同要項については中災防ホームページ内の「<https://www.jisha.or.jp/taikai/index.html>」をご確認ください。

「あいち女性の活躍促進サミット2019」が開催されました

愛知県は11月5日（火）にホテルルブラ王山（名古屋市中種区）において、標記サミットを開催しました。企業の経営者や管理職ら約300名が参加するとともに、多くのマスコミが取材するなど関心の高さが伺えました。

愛知県知事の大村 秀章 氏による「今回のサミットを通じて女性の活躍が企業経営にたいへん重要な効果をもたらすことを認識していただくとともに、今後の取組みに向けた多くのヒントを持ち帰っていただきたい。」との開会挨拶にはじまり、「あいち女性輝きカンパニー」優良企業表彰式、カゴメ(株) 常務執行役員CHO（人事最高責任者）の有沢 正人 氏による「『会社と従業員との新しい関係構築の在り方』～強いカゴメを創るための“生き方改革”～」についての講演、表彰企業による好取組事例発表および「成長戦略としての女性活躍促進への取組み」をテーマとするパネルディスカッションが行われました。

【「あいち女性輝きカンパニー※」優良企業表彰式】

従業員数301人以上の部で竹田印刷(株)、(株)豊田自動織機、(株)ノリタケカンパニーリミテドおよびリゾートトラスト(株)の4社が、300人以下の部で(株)エーピーシーが表彰された。

※女性の活躍促進に向け、トップの意識表明や採用拡大、職域拡大、育成、管理職登用のほか、ワーク・ライフ・バランスの推進や働きながら育児・介護ができる環境づくりなどの取組みを行っている企業等を認証することにより、働く場における女性の「定着」と「活躍」の拡大を図ることを目的とする。

【基調講演】 カゴメ(株) 有沢常務執行役員CHO

女性活躍促進として、2016年7月公表の長期ビジョンにおいて35年までに役員・従業員を併せた女性比率を50%にする目標を立てている。多様な視点で事業活動を推進することで、多様化する消費者ニーズに対応できるものと考えている。

また、自分のキャリアを自分で決めることができるよう、多様な働き方のオプションを用意している。具体的には、「フレックス勤務制度」や「テレワーク勤務制度」の導入、従業員の希望勤務地を会社が保証する「地域カード制度」の導入、キャリア構築の機会を提供する「副業制度」の導入、研究開発などの専門的な人材が管理職と同等にキャリアアップできる「専門職コース」の設立などがある。

【表彰企業による好取組事例発表】

表彰企業5社による事例発表が行われた。その中で、(株)豊田自動織機より、「『多様な人材活躍推進管理職セミナー』を全管理職に実施し、性差のない部下育成と男女を問わずライフイベントを意識した指導育成を促進している。」こと、(株)ノリタケカンパニーリミテドより、「女性のキャリア支援研修を階層別を実施し、女性従業員と管理職の意識改革を図ることで、一般職から総合職・基幹職への転換者・昇格者を多数輩出し、生え抜きの女性取締役も誕生している。」ことなどが紹介された。

【パネルディスカッション】 「成長戦略としての女性活躍促進への取組」

カゴメ(株)の有沢常務執行役員CHOがコーディネーターを務め、表彰企業5社を交えパネルディスカッションが行われた。その中で、「女性管理職を増やすためには、管理職になれないと考え自分のキャリアを描けない係長級の女性や、育成に対する意識が低い上司に向けたキャリア形成研修を行っていくべきである。」などの意見が出された。

当協会の近藤 美之 講師に講習受講者から感謝の手紙をいただきました

当協会の近藤 美之 講師（2011年7月より当協会「フォークリフト運転技能講習」の実技講師）に、「フォークリフト運転技能講習」の受講者より、懇切丁寧な指導に対して感謝の手紙をいただきました。この中で、「技術面だけではなく、『人』としてどのように安全に向き合うかを教えていただいた。近藤講師の教えを糧に、責任と自覚を持って安全作業の徹底に努める。」との強い決意表明もありました。当協会ではこのような感謝の言葉を励みに、今後も講習会の内容充実に尽力してまいります。



セミナー 開催案内

経営者セミナー

4月1日施行の「いわゆる同一労働同一賃金」問題への対応はどうするか - 基本給・賞与・退職金・家族手当等諸手当 -

2020年4月の「同一労働同一賃金」の施行を目前に控える中、労働関係の弁護士として第一人者の安西 愈 氏をお招きし、基本給・賞与・退職金・諸手当を中心に、最新の情勢を踏まえた実務対応などについて解説していただきます。

- 【日 時】 2020年2月3日(月) 13時30分～17時30分
- 【会 場】 ミッドランドホール(名古屋市中村区名駅4-7-1)
- 【参加費】 会員:8,000円(愛知県下の各労働基準協会会員) / 非会員:10,000円(税込)
- 【講 師】 安西法律事務所 弁護士 安西 愈 氏

現場第一線管理者研修 危険体感教育

- 危険に対する感受性を高め現場対応力を養います -

日本製鉄(株)名古屋製鉄所の危険体感訓練場で、従来の「見る・聞く」の安全衛生教育と併せて、作業の中に潜む危険を実際に「体感」いただけます。また、通常の体感訓練に加え、労働災害の撲滅に向けた実効性の高い取組みであるバーチャルリアリティ(VR)による訓練を受け、危険に対する感受性と安全意識を高めていただけます。

- 【日 時】 2020年2月14日(金) 13時30分～16時30分
- 【会 場】 日本製鉄(株)名古屋製鉄所 危険体感訓練場(東海市東海町5-3 製鉄公園横 人材育成センターA棟)
- 【参加費】 会員・非会員共通:1,000円(税込)

優良事業場見学会

川崎重工業(株)岐阜工場を見学し、同工場が特に注力している「重篤になりやすい労働災害の減少」、「化学物質対策の構築」および「メンタルヘルス不調者の減少」を中心に、安全衛生に係る具体的な取組み手法などを確認いただけます。

- 【日 時】 2020年3月4日(水) 13時30分～16時30分
- 【会 場】 川崎重工業(株) 岐阜工場(岐阜県各務原市川崎町1)
- 【参加費】 会員・非会員共通:1,000円(税込)

民法改正直前セミナー

- 民法改正による人事労務管理への影響とその対応について -

2020年4月1日に施行される改正民法は、民法制定以来、121年ぶりとなる抜本改正であり、債権法が大きく見直されます。施行を目前に控える中、人事労務管理に影響する消滅時効、身元保証、法定利率・中間利息控除の改正を中心に、その影響と具体的な対応などについて解説していただきます。

- 【日 時】 2020年3月13日(金) 13時30分～16時30分
- 【会 場】 当協会 ポーラ名古屋ビル研修室
- 【参加費】 会員:4,000円(愛知県下の各労働基準協会会員) / 非会員:5,000円(税込)
- 【講 師】 杜若経営法律事務所 弁護士 岸田 鑑彦 氏

【申込方法】 当協会ホームページに掲載している各セミナーの詳細から申込用紙をダウンロードして、必要事項を記入の上、FAXでお申込みください。また、ホームページ上でのWeb申込みも可能ですので、ぜひご利用ください。

【お問い合わせ先】 (公社)愛知労働基準協会 TEL 052-221-1439 / FAX 052-221-1440

外国人技能実習制度関係者養成講習

外国人技能実習生を受け入れる監理団体や実際に技能実習を行う実習実施者は、担当する役職員の職務に応じて、技能実習法や入国管理法、労働基準法などの法令、労働災害防止対策や災害発生時の対応、実習指導方法など一定の講習を受講することが求められています。

こうした中、(公社)全国労働基準関係団体連合会は全国で養成講習を開催しており、当協会は愛知県内開催分に「協力」しています。1月以降の開催予定は以下のとおりです。

月	日 時	講習名	受講料	会 場
1月	18日(土) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,000円	ポーラ名古屋ビル9階
	19日(日) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,000円	
	20日(月) 9時25分～15時40分	生活指導員	9,000円	伏見第一ビル5階
2月	13日(木) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,000円	ポーラ名古屋ビル9階
3月	2日(月) 9時25分～17時10分	技能実習責任者	11,000円	伏見第一ビル5階
	3日(火) 9時25分～16時50分	技能実習指導員	10,000円	
	4日(水) 9時25分～15時40分	生活指導員	9,000円	

【申 込 方 法】 お申込みはインターネットで以下までお願いします(開催日の約2か月前からお申込みいただけます。)
(公社) 全国労働基準関係団体連合会 (<http://www.zenkiren.com/seminar/ginoujissyu001.html>)

【お問い合わせ先】 (公社) 愛知労働基準協会 TEL 052-221-1438
詳細は当協会ホームページ (<http://www.airouki.or.jp/>) にも掲載しています。

「36の日」記念 働き方改革実現セミナー – 「36協定」の適正な届出に向けた意識啓発–

働き方改革関連法において、本年4月より「時間外労働の上限規制」が施行(中小企業は2020年4月)され、36協定の重要性がこれまで以上に高まっています。こうした中、当協会では昨年度に引き続き、働き方改革の実現に向けて、36協定の適正な届出を通じ、長時間労働の是正につなげるべく、**2020年3月6日(金)** [13時30分～16時40分] に**名古屋商工会議所2階ホール**(名古屋市中区栄2-10-19)において、標記セミナーを開催します。**参加費は無料**です。奮ってご参加いただきますようご案内いたします(プログラム(予定)は以下のとおりです)。

なお、本セミナーは、行政ご当局、関係団体などから「後援」していただく予定です。

- ・主催者挨拶 (公社) 愛知労働基準協会 会長 大野 智彦
- ・来賓挨拶 愛知労働局長 木原 亜紀生 氏
日本労働組合総連合会愛知県連合会 会長 佐々木 龍也 氏
- ・解 説 増田労働衛生コンサルタント事務所長(元労働基準監督署長) 増田 稔久 氏
「36協定など労働関係法令の主要ポイントと働き方改革関連法の概要」
- ・講 演 同志社大学 社会学部 産業関係学科 准教授 寺井 基博 氏
「働き方改革実現のために知っておくべきこと」
- ・特別講演 産婦人科医・モデル・タレント 丸田 佳奈 氏
「これからの日本に求められる女性の働き方」

当会報誌1月号で詳細を改めてご案内するとともに、当協会ホームページでもご案内します。

平成31年度36協定未届事業場に対する相談支援事業に係る「無料相談」の実施

当協会では、昨年度に引き続き、愛知労働局から同事業を受託しています。この中で、36協定のさらなる周知啓発を図るため、広く県内事業場を対象に、専門家(社会保険労務士)による「無料相談」を以下のとおり実施します。

- ・相談内容 36協定(時間外・休日労働に関する協定)をはじめとする労働関係法令に関連する事項
- ・実施期間 2020年1月6日(月)から3月13日(金)まで
- ・相談方法 原則としてメール(36soudan-ark@airouki.or.jp)にてお願いしますが、電話(052-218-7544)での相談も可能です。なお、電話相談は当協会の営業時間内(平日・9:00～17:25)とさせていただきます。
- ・回答方法 原則としてメールとしますが、必要に応じ電話で補足する場合があります。
- ・回答期限 原則としてメール受信後「5営業日」以内に回答します。なお、急ぎでの回答を希望される場合はその旨をメールに記載ください(ご希望に添えない場合もあります)。

新春懇談会(新春講演会・賀詞交歓会)に関するお知らせ(賀詞交歓会の開始時間の変更)

当協会は、既にご案内のとおり2020年1月22日(水) [16時00分～18時30分] に名鉄グランドホテル [11階 柏の間] において新春懇談会を開催します。この中で、新春講演会終了後に行う「賀詞交歓会」の開始時間を「17時00分」から「17時15分」に変更させていただきます。ご迷惑をお掛けしますが、ご承知おきいただきますようお願いいたします。なお、新春懇談会全体の開始・終了時間は「16時00分～18時30分」で変更ありません。

技能講習等講習会予定表

		学科		実技				
		日	会場	日	会場	日	会場	
フォークリフト運転 (31Hコース)	12月	9	NSB東海	10.11.12	NSB東海	13.16.17	NSB東海	
		17	NSB東海	18.19.20	NSB東海	23.24.25	NSB東海	
	1月	6	ポーラ名古屋ビル	7.8.9	NSB東海	12.19.26	水谷運輸	
		15	NSB東海	16.17.20	NSB東海	21.22.23	NSB東海	
		23	NSB東海	24.27.28	NSB東海	29.30.31	NSB東海	
	2月	31	ポーラ名古屋ビル	2/2.9.16	トヨタL&F小牧	2/2.9.16	水谷運輸	2/3.4.5
		10	NSB東海	12.13.14	NSB東海	17.18.19	NSB東海	
		19	NSB東海	20.21.25	NSB東海	26.27.28	NSB東海	
		28	ポーラ名古屋ビル	3/1.8.15	トヨタL&F北名古屋	3/2.3.4	NSB東海	3/5.6.9
		26	アイブラザ豊橋	3/8.14.15	トピー工業(株)			

講習会	会場	12月	1月	2月	
ガス溶接 【学科1日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル	12	14	10	
	(実)トヨタ教育センター	14	18	15	
	(学)ポーラ名古屋ビル			5	
	(実)愛知製鋼			6	
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学)3.4	(学)14.15	(学)4.5	
		(実)5or6	(実)16or17	(実)6or7	
		(学)10.11	(学)21.22	(学)18.19	
		(実)12or13	(実)23or24	(実)20or21	
		(学)17.18	(学)28.29	(学)25.26	
	(実)19or20	(実)30or31	(実)27or28		
	豊川市文化会館	(学)2.4			
		(実)5or6			
	有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	16.17	27.28	3.4
					19.20
			23.24		
伏見第一ビル		9.10	14.15		
トヨタグローバル安全衛生 教育センター			16.17		
豊川市文化会館		30.31			
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3	21.22	17.18	
			29.30	25.26	
	伏見第一ビル	12.13		4.5	
豊川市文化会館		16.17			
プレス機械作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	23.24		25.26	
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	2.3	16.17		
	岡崎市産業人材支援センター			6.7	

講習会	会場	12月	1月	2月	
はい作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	19.20			
	伏見第一ビル			13.14	
	石綿作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5		6.7
		伏見第一ビル			18.19
鉛作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル			18.19	
	伏見第一ビル			18.19	
ショベルローダー等運転 【学科1日実技2日】 【学科1日実技3日】	(学)ポーラ名古屋ビル	17		17	
	(実)ポリテクセンター	18.19.20or 23.24.25		18.19.20or 25.26.27	
高所作業車 【学科1日実技1日】	(学)伏見第一ビル		21		
	(実)ポリテクセンター		22or23		
アーク溶接 【学科1.5日実技1.5日】	(学)ポーラ名古屋ビル	19.20		20.21	
	(実)ポリテクセンター	21		22	
	(学)伏見第一ビル		16.17	31.2/3	
	(実)愛知製鋼		21	2/4	
	(学)伏見第一ビル		21	2/4	
自由研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	ポーラ名古屋ビル		20	17	
機械研削といし 取替・試運転 【学科1日実技0.5日】	トヨタ教育センター	3.4		20.21	
産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日実技1日】	(学)ポーラ名古屋ビル			3.4	
	(実)三菱電機			5or6or7	
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		15		
低圧電機 【学科1日実技1日】	ポーラ名古屋ビル	10	14	27	
		11	15	28	
フルハーネス(6H)	ポーラ名古屋ビル	6	10	7	
		18	24	19	
高所作業車 【学科1日実技0.5日】	(学)ポーラ名古屋ビル	2		18	
	(実)PEO建機	3or4		19or20	
安全管理者選任時	伏見第一ビル	16.17			
	伏見第一ビル			20.21	
局所排気装置等自主検査者 【学科2日実技1日】	ポーラ名古屋ビル			(学)20.21 (実)22or23	
勉強会	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル	21.22.23.24		
	エックス線作業主任者	伏見第一ビル	27.28.29.30		

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	12月	1月	2月
労働保険実務講座	6		
経営者セミナー(ミッドランドホール)			3
危険体感教育(日本製鉄 名古屋製鉄所)			14
危険予知訓練(KYT)1日研修	13		21

上記で会場の記載のないものはポーラ名古屋ビルで実施します。

表紙写真 コメント

ビオラ／開花時期：11月～5月。寒さに強く、たくさんの花を咲かせる。様々な花色の品種がある。冬の代表的な花。

中電ウイング株式会社のチャレンジド(障がい者)の手によって育てられた花苗です。
中電ウイング株式会社は、平成13年4月、親会社である中部電力株式会社の経営理念の一つである「社会との共生」の具体化として、重度の身体障がい者と知的障がい者の雇用促進を目的に設立された子会社です。